

石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に係る  
最高裁判所の決定について

このことについて、令和元年１０月１０日に、最高裁判所の決定があり、控訴審判決が確定しましたので報告します。

１ 事件の概要

原告 告：東北地方太平洋沖地震後の津波により、死亡・行方不明となった石巻市立大川小学校の児童のうち２３名の保護者２９名

被告 告：石巻市（学校設置者・教職員の服務監督権者）  
宮城県（教職員の給与負担者）

請求の要旨：原告が被告に対し総額約２３億円の賠償を求めるもの

提 訴 日：平成２６年 ３月１０日

２ 事案の経過

平成２３年 ３月１１日：東日本大震災発災  
大川小学校の児童７４名及び教職員１０名が死亡又は行方不明

平成２３年 ４月～ ：石巻市が１０回にわたり大川小学校児童の遺族（保護者）説明会を開催

平成２５年 ２月 ：石巻市が第三者による大川小学校事故検証委員会設置（平成２５年２月～平成２６年２月）

平成２６年 ３月１０日：原告側が県・市を被告とし、仙台地方裁判所に提訴

平成２８年１０月２６日：第一審判決，その後，原告・被告が控訴

平成３０年 ４月２６日：控訴審判決（仙台高等裁判所）

平成３０年 ５月１０日：県・石巻市が上告

令和 元年１０月１０日：最高裁決定

（上告棄却，上告審として受理しない）

### 3 控訴審判決（確定）

#### (1) 判決内容

第1審被告らは、第1審原告らに対して、連帯して総額1億4,361万7,429円の損害賠償金及び遅延損害金（年5分）を支払うこと

#### (2) 主な判断理由

イ 安全確保義務を遺漏なく履行するために必要とされる知識及び経験は、釜谷地区の地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも遙かに高いレベルのものでなければならず、校長らは知識や経験を収集、蓄積できる立場にあり、高い確率で発生が想定された宮城県沖地震（想定された地震）により発生する津波の被害を受ける危険性を予見することは可能であった。

教師は、児童生徒の安全を確保するために、学校設置者から提供される情報等についても、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される場合もあり、津波ハザードマップ等は、児童生徒の安全に直接関わるものであるから、独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されていたというべきである。

ロ 大川小の校長、教頭、教務主任は、学校保健安全法の規定に基づき、本件地震が発生する前の平成22年4月30日の時点（各学校から市教委への教育計画等の届出期限）において、想定された地震により発生する津波の危険から、大川小に在籍していた児童の生命・身体の安全を確保すべき義務を負っていた。

市教委は、大川小の実情に応じて、作成された危機管理マニュアルが大川小の立地する地域の実情や、在籍児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があった。

ハ 市教委及び校長らは、大川小の危機管理マニュアルの第三次避難場所に、想定された地震によって発生する津波による浸水から児童を安全に避難させるのに適した場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載するなどしてこれを改訂すべき義務を負っていたものであり、その義務は、平成22年4月30日の時点においては、個々の在籍児童及びその保護者に対する具体的な職務上の義務を構成するに至っていたところ、これを過失によって懈怠したものであ

るから、石巻市は、国家賠償法1条1項の責任を免れない。

危機管理マニュアル中に、第三次避難場所として「バットの森」を定め、かつ避難経路及び避難方法について、三角地帯経由で徒歩で向かうと記載すべきであった。そうしていれば、本件地震の当日に、教頭が防災行政無線を認識した午後2時52分の直後に避難を開始することにより、午後3時30分までには「バットの森」に到達でき、本件津波による被災を回避できたものと認められる。

二 校長等は石巻市の公務員であるが、宮城県がその給与等の費用を負担していたことから、宮城県もまた、国家賠償法3条1項により、損害を賠償する責任がある。

#### 4 上告について

##### (1) 上告の主な理由（判決理由の食い違い）

- ・校長がマニュアルを整備しなければならない時期の矛盾
- ・想定される津波が到達される前に「バットの森」に避難できたとする矛盾

##### (2) 上告受理申立の主な理由

- ・津波の予見可能性について、発災前の学校現場に対し余りにも過大な義務を課しており、学校保健安全法が求める義務を大きく超えているとともに、過去の裁判例の判断基準からしても、予見可能性の範囲を逸脱していること。安全確保義務についても、学校から遠く離れた「バットの森」を第三次避難場所と定めることは困難であったと考えられること。
- ・「バットの森」は、大川小学校から約700m離れており、津波到達前に全児童が「バットの森」に安全に避難できたか明らかではないこと。

→最高裁判所から上告棄却、上告審として受理しない旨の決定

(令和元年10月10日)

#### 5 今後の対応について

##### (1) 学校防災について

東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、県教委では平成24年度に策定した「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、防災教育副読本「未来への

絆」の作成や公立学校への防災主任の配置など、防災教育の充実と防災管理体制の強化に努めてきたところである。

このたびの最高裁判所の決定を受け、より高いレベルでの危険性の予見とそれに基づくマニュアルの策定等の事前防災など、学校防災体制の再構築が求められていることから、県教委として、県内全ての学校でそうした体制が整備され、児童生徒の命を守ることができるよう、県・市町村・市町村教育委員会をはじめ、地域防災関係機関や研究機関の専門家等が連携して今後の取組について検討し、随時実施していくこととする。

## (2) 賠償金等の支払いについて

賠償金及び遅延損害金（約20億6千万円）については、原告の意向を確認しながら、できる限り速やかに支払うことが重要であり、最大限努力したいと考えている。

賠償金等は、石巻市が負担すべきと考えているが、市の財政状況が厳しいことから、10月15日に石巻市長に対して、知事から県が立替払いをした上で、後日、市にその全額を求償し、今後の市の財政運営に支障の無いよう、複数年度にわたって県に納付してもらうとの提案を行ったところである。

なお、この提案について石巻市の合意が得られれば、原告からの請求に応じて速やかに支払うことについて、10月17日に知事から県議会の議員全員協議会において報告したところである。



平成30年(才)第958号

平成30年(受)第1175号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の仙台高等裁判所平成28年(ネ)第381号国家賠償等請求事件について、同裁判所が平成30年4月26日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

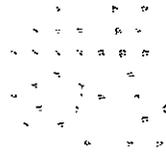
2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和元年10月10日

最高裁判所第一小法廷



裁判長裁判官 山 口 厚

裁判官 池 上 政 幸

裁判官 小 池 裕

裁判官 木 澤 克 之

裁判官 深 山 卓 也